

8・3 内航海運暫定措置事業

内航海運暫定措置事業は、運輸大臣(現国土交通大臣)が 1998 年 5 月 15 日に認可した内航海運暫定措置事業規程に基づき、日本内航海運組合総連合会により、内航海運組合法上の調整事業として同日より実施されており、現在までの実施状況は【資料 8-3-1】の通りとなっている。同事業に係る解撤等交付金制度については、2015 年度をもって終了、建造等納付金制度に移行した。解撤等交付金制度終了までに約 1,309 億円が交付されていたが、当該事業にかかる所用資金の返済原資となる建造等納付金は、これまでに約 1,330 億円が納付されている。なお、ピーク時には 855 億円に達した本事業の借入金も 2017 年度末時点では、165 億円にまで減少してきている(出所:「内航海運の活動 平成 30 年度版」)。(本事業の概要および終結に向けた環境整備等については『船協海運年報 2015』「8・3」を参照。)